租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		重要影響事態安全確保法等に基づく免税軽油の提供時における課税免除の特例措置の恒久化
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	（軽油引取税：外）（地方税2）
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 自衛隊は、自らが使用する船舶の動力源に用いる軽油を調達する際には、地方税法附則第１２条の２の７第１項第１号に基づき、令和９年３月３１日までの間、課税免除の特例措置を受けているが、当該特例措置の下で調達した軽油（以下「免税軽油」という。）を第三者に譲渡する場合には、同法第１４４条の３第１項第３号に基づき、軽油引取税が課税（みなす課税）されるとともに、同条第３項に基づき、当該譲渡に先立って都道府県知事の承認を得ることとされている。 これに対し、平成２８年３月の平和安全法制の施行により、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成１１年法律第６０号。以下「重要影響事態安全確保法」という。）、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成１６年法律第１１３号。以下「米軍等行動関連措置法」という。）、国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成２７年法律第７７号。以下「国際平和支援法」という。）及び重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成１２年法律第１４５号。以下「船舶検査活動法」という。）に基づき、自衛隊による後方支援活動等の場面及び対象国が拡大した。 当該法律に基づく後方支援活動等において、自衛隊が保有する免税軽油を外国軍隊等に提供する場合には、平成２９年度から、地方税法附則第１２条の２の７第５項に基づき、令和９年３月３１日までの間、課税免除の特例措置（譲渡に先立って得る都道府県知事の承認の免除を含む。以下同じ）を受けているところである。
			《要望の内容》 重要影響事態安全確保法等に基づく後方支援活動等は、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを守り、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献し、切れ目のない対応をするという平和安全法制の趣旨に基づく恒久的な措置であり、その円滑な実施を確保するためには、地方税法上の課税免除の特例措置を恒久的に受けることが必要不可欠である。 このため、地方税法附則第１２条の２の７第５項において、「令和９年３月３１日まで」とされている適用期限を廃し、地方税法本則における

			当該特例措置の恒久化を要望するものである。 　なお、重要影響事態安全確保法、米軍等行動関連措置法、国際平和支援法及び船舶検査活動法に基づく後方支援活動等において、自衛隊が保有する免税軽油を外国軍隊等に提供した場合における課税免除の特例措置については、その前提となる自衛隊が使用する船舶の動力源に係る軽油の免税措置と連動して期限付きであったが、今般、自衛隊が使用する船舶の動力源に係る軽油の免税措置については恒久化を要望している。
			《関係条項》 地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の3、地方税法（昭和25年法律第226号）附則第12条の2の7、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第10条の2の2、地方税法施行規則（昭和29年総理府令23号）附則第4条の7
5	担当部局		防衛装備庁装備政策部装備政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和8年8月 分析対象期間：令和5年度～令和7年度
7	創設年度及び改正経緯		平成29年度創設 平成30年度延長（3年） 令和3年度延長（3年） 令和6年度延長（3年）
8	適用又は延長期間		船舶の動力源の軽油引取税の課税免除の特例措置と連動（恒久化）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 　①平素から、我が国が持てる力を総合して、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出すること、②我が国に侵害を加えることは容易ならざることであると相手に認識させ、脅威が及ぶことを抑止すること、③万が一、我が国に脅威が及ぶ場合には、確実に脅威に対処し、かつ、被害を最小化すること。 　これらの目的の実現に資するため、緊急に発生するニーズに応じ、諸外国の軍隊等に対し、追加的な財政負担や都道府県知事の事前承認を要することなく、現場で必要となる軽油を迅速かつ円滑に融通することを可能とし、運用の柔軟性と活動の効率性を確保すること。
			《政策目的の根拠》 〇　平和安全法制の成立を踏まえた政府の取組について（平成27年9月19日閣議決定）（抄） 　その上で、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを断固として守り抜くとともに、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安全にこれまで以上に積極的に貢献するためには、切れ目のない対応を可能とする国内法制を整備しなければならない。 〇 国家安全保障戦略（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）（抄） 2 戦略的なアプローチとそれを構成する主な方策 ⑴ 危機を未然に防ぎ、平和で安定した国際環境を能動的に創出し、自由で開かれた国際秩序を強化するための外交を中心とした取組の展開

			イ 自由で開かれた国際秩序の維持・発展と同盟国・同志国等との連携の強化 我が国は、インド太平洋地域に位置する国家として、日米同盟を基軸としつつ、日米豪印（クアッド）等の取組を通じて、同志国との協力を深化し、FOIPの実現に向けた取組を更に進める。そのために、FOIPというビジョンの国際社会における更なる普遍化、自由で公正な経済圏を広げるためのルール作り、連結性の向上、各国・国際機関のガバナンスの強化、海洋安全保障の確保等の取組を拡充していく。 また、経済的にも発展し、国際社会における影響力が高まっている途上国等への外交的な関与を更に強化する。そのことにより、できるだけ多くの国と共に、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を強化する。さらに、同盟国・同志国間のネットワークを重層的に構築するとともに、それを拡大し、抑止力を強化していく。 そのために、日米韓、日米豪等の枠組みを活用しつつ、オーストラリア、インド、韓国、欧州諸国、東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国、カナダ、北大西洋条約機構（NATO）、欧州連合（EU）等との安全保障上の協力を強化する。具体的には、二国間・多国間の対話を通じた同志国等のインド太平洋地域への関与の強化の促進、共同訓練、情報保護協定・物品役務相互提供協定（ACSA）・円滑化協定（RAA）の締結、防衛装備品の共同開発、防衛装備品の移転、能力構築支援、戦略的コミュニケーション、柔軟に選択される抑止措置（FDO）等の取組を進める。 〇 国家防衛戦略について（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）（抄） Ⅰ 策定の趣旨 （略）また、今や、どの国も一国では自国の安全を守ることはできない。戦後の国際秩序への挑戦が続く中、我が国は普遍的価値と戦略的利益等を共有する同盟国・同志国等と協力・連携を深めていくことが不可欠である。この協力・連携が大きな成果を収めるためには、我が国自身の努力を従来にも増して強化することが必要であり、同盟国・同志国等も我が国が国力にふさわしい役割を果たすことを期待している。我が国と、同盟国・同志国等が共通の努力を行い、更なる相乗効果を発揮することで、力による一方的な現状変更やその試みを許さないことが求められている。（略） Ⅲ 我が国の防衛の基本方針 3 同志国等との連携 第三のアプローチは、同志国等との連携の強化である。力による一方的な現状変更やその試みに対抗し、我が国の安全保障を確保するためには、同盟国のみならず、一か国でも多くの国々と連携を強化することが極めて重要である。その観点から、FOIPというビジョンの実現に資する取組を進めていく。 まずは、日米同盟を重要な基軸と位置付けつつ、地域の特性や各国の事情を考慮した上で、多角的・多層的な防衛協力・交流を積極的に推進していく。その際、同志国等との連携強化を効果的に進める観点から、円滑化協定（RAA）、物品役務相互提供協

				定（ACSA）、防衛装備品・技術移転協定等の制度的枠組みの整備を更に推進する。
		②	政策体系における政策目的の位置付け	防衛省における政策評価に関する基本計画について（防官企（防）第168号。令和5年3月29日）に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。 基本目標: ①力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出、②力による一方的な現状変更やその試みを、同盟国・同志国等と協力・連携して抑止・対処し、早期に事態を収拾、③万が一、我が国への侵攻が生起する場合、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除 政策分野:我が国自身の防衛体制の強化（国民の生命・身体・財産の保護・国際的な安全保障協力への取組） 施策:国際平和協力活動等
		③	租税特別措置等により達成しようとする目標	重要影響事態安全確保法、米軍等行動関連措置法、国際平和支援法及び船舶検査活動法に基づく後方支援活動等において、自衛隊から外国軍隊等に提供する免税軽油については、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを守り、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献し、切れ目のない対応をするという平和安全法制の趣旨に鑑み、軽油引取税（みなす課税）を課すことは適当ではなく、課税負担や都道府県知事の事前承認に係る調整なく迅速に軽油を提供することにより、諸外国との安全保障協力の推進、各種オペレーションの効率的な実施、安全保障環境の改善を図る。 なお、軽油提供ニーズは緊急に発生するものであり、定量的な測定指標となる軽油提供回数や提供量を設定することは困難である。
		④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本租税特別措置により、重要影響事態安全確保法、船舶検査活動法、米軍等行動関連措置法及び国際平和支援法に基づく後方支援活動等において、自衛隊から外国軍隊等に対し、追加的財政負担の懸念や提供に先立つ都道府県との調整なく軽油を提供することができ、諸外国との安全保障協力の推進に資することとなるとともに、円滑なオペレーションの実施に寄与し、ひいては安全保障環境の改善につながる。
10	有効性等	①	適用数	実績なし。 重要影響事態安全確保法、船舶検査活動法、米軍等行動関連措置法及び国際平和支援法に基づく後方支援活動等における軽油の提供は緊急に発生するニーズに基づくため、将来の適用数の推計は困難である。
				【算定根拠】
		②	適用額	実績なし。
				【算定根拠】

		③ 減収額	実績なし。
			【算定根拠】
		④ 効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 　重要影響事態安全確保法、船舶検査活動法、米軍等行動関連措置法及び国際平和支援法に基づく後方支援活動等における免税軽油の提供については、課税免除の特例措置を講じることで、追加的な財政負担と都道府県との事前調整なく、現場で迅速に軽油を融通することが可能となり、諸外国との安全保障協力の推進、各種オペレーションの効率的な実施、安全保障環境の改善を図ることが可能となる。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 　本租税特別措置により、重要影響事態安全確保法、船舶検査活動法、米軍等行動関連措置法及び国際平和支援法に基づく後方支援活動等において、自衛隊から外国軍隊等に対する軽油の提供を追加的な財政負担の懸念や提供に先立つ都道府県との調整による時間の消費なく実施できることとなり、より一層の活動の効率性の向上や、諸外国との安全保障協力の進展に資する。 　仮に、租税特別措置が実施されない場合、重要影響事態安全確保法等に基づく後方支援活動等において、自衛隊から外国軍隊等に対する緊急時の迅速な軽油の提供に支障が生じ、円滑なオペレーションの実施が阻害され、諸外国との安全保障協力が後退するおそれがある。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 なし
			《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 　重要影響事態安全確保法、船舶検査活動法、米軍等行動関連措置法及び国際平和支援法に基づく後方支援活動等において、自衛隊から外国軍隊等に対し、税負担なく迅速に軽油を融通することで、諸外国との安全保障協力が進展するとともに、各種オペレーションの効率性が向上し、安全保障環境が改善される。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 なし
			《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》
		⑤ 税収減を是認する理由等	喫緊のニーズに対応した軽油の提供による安全保障協力の進展や各国との信頼・連携の深化の効果は大きく、軽油引取税の減収額を上回る政策上の利益を得ることができる。 　また、この効果は、全地方公共団体に及ぶものである。

11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	重要影響事態安全確保法、船舶検査活動法、米軍等行動関連措置法及び国際平和支援法に基づく後方支援活動等において、自衛隊から外国軍隊等に対する軽油の提供を円滑化することで得られる安全保障上の利益は、全自治体、全住民に及ぶものであり、租税特別措置等によって措置することが妥当である。 また、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを守り、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献し、切れ目のない対応をするという平和安全法制の趣旨に鑑みれば、重要影響事態安全確保法等に基づく後方支援活動等において、自衛隊から外国軍隊等に対して提供される免税軽油につき、軽油引取税（みなす課税）及び都道府県知事の事前承認を免除することには妥当性がある。 加えて、重要影響事態安全確保法等に基づく後方支援活動等における軽油提供のニーズは緊急に発生するため、あらかじめその数量を決定することが不可能であり、軽油引取税の税額分をあらかじめ予算措置により確保することも困難であり、税制上措置することが妥当である。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	ACSAを締結している国については、別の租税特別措置等により、軽油引取税が免税されている。
		③	地方公共団体が協力する相当性	重要影響事態安全確保法、船舶検査活動法、米軍等行動関連措置法及び国際平和支援法に基づく後方支援活動等において、円滑に物品・役務を提供できる環境を整えることによる安全保障上の利益は、全地方公共団体に及ぶ。
12	有識者の見解			本事業の必要性等について異論はない。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和5年度